

栃木市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年2月25日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年2月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）  
社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類について、内容調査、照合、検算等を行なうとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
総括的に、補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 対象団体における事業の実施内容と効果について

市からの補助金は、栃木市社会福祉協議会の健全運営を図り、栃木市における地域福祉の充実に寄与することを目的に、交付されたものである。

当法人は、栃木市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的として設立された団体である。

また、当法人は、平成22年3月29日に大平町・藤岡町・都賀町の社会福祉協議会と合併し、新しく栃木市社会福祉協議会が設立され、栃木保健福祉センターを本所とし、それぞれ旧町社会福祉協議会の事務所は支所として、上記の目的を達成すべく多種多様な事業を展開している。

平成21年度においては、地域福祉活動計画の進行管理と地域福祉事業の推進と市町社会福祉協議会合併への取り組みを重点目標として、ボランティア活動の充実、低所得者・高齢者・障がい者（児）への福祉対策、老人福祉センター運営事業等を実施し、「共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした栃木市地域福祉活動計画に基づく事業展開を図るとともに、先駆的事业に積極的に取り組み、地域福祉の推進を図っている。

(2) 会計経理について

平成21年度における市からの補助金 64,011,000 円は、人件費、子育てサロン推進事業費、各種ボランティア養成研修事業費、法人運営に係る事務事業費に対する補助が主なものであるが、補助金は確実に受け入れられており、支出においても、その目的に沿って執行されている。

なお、事業執行に伴う支出に関する諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれ適正に処理されていた。

(3) 指摘要望について

特になし。